

用 語 の 意 味

この年鑑に用いている用語の意味は、次のとおりです。

- ◎ 交 通 事 故 道路（道路交通法第2条第1項第1号）上において、車両、路面電車、列車の交通によって起こされた、人の死亡又は負傷を伴った事故
ただし、自殺（傷）や犯罪によるものは除く。
- ◎ 件 数 人身事故の発生件数
- ◎ 死 者 交通事故発生後24時間以内に死亡した人
- ◎ 30日死 者 交通事故発生後24時間を経過し、30日以内に死亡した人
- ◎ 重 傷 者 交通事故によって負傷し、1か月（30日）以上の治療を要する人
- ◎ 軽 傷 者 交通事故によって負傷し、1か月（30日）未満の治療を要する人
- ◎ 第1当事者 交通事故に関与した人のうち、事故発生について責任が最も重い人
ただし、責任が同程度の場合は、被害が軽い人
- ◎ 第2当事者 交通事故に関与した人のうち、事故発生について責任が無い人か、責任が軽い人
- ◎ 昼 夜 「昼」は日の出から日の入りまで、「夜」は日の入りから日の出までの時間帯
- ◎ 子 供 15歳以下で、かつ、中学生以下の人
- ◎ 若 者 16歳以上24歳以下の人
ただし、中学校を卒業した15歳の人を含む。
- ◎ 高 齢 者 65歳以上の人
- ◎ 原付自転車 総排気量が50cc以下の原動機付自転車
- ◎ 自動二輪車 総排気量が50ccを超える二輪の原付自転車・自動車
- ◎ 二 輪 車 原付自転車と自動二輪車の総称
- ◎ 原 付 二 種 自動二輪車のうち総排気量が50ccを超え、125cc以下のもの。
- ◎ 軽 二 輪 自動二輪車のうち総排気量が125ccを超え、250cc以下のもの。
- ◎ 小 型 二 輪 自動二輪車のうち総排気量が250ccを超えるもの。

- ◎ 物 件 事 故 人の死傷がない物の損壊のみの事故
ただし、犯罪によるものは除く。

- ◎ 高速道路等 高速自動車国道及び自動車専用道路

注：使用数値で少数点以下のものは、表示数値の次位で四捨五入しています。また、構成率についても同様のため、合計値が100にならない場合があります。